

令和7年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきましては、この手引きを参考に必要事項をご記入のうえ、申告書を提出してください。

- 申告書は、郵送での提出にご協力ください。
- 申告書は、スマートフォンやパソコンで、自宅などからオンラインで提出できます。
(詳しくは8ページをご覧ください。)

申告が必要な方

令和7年1月1日現在、宇都宮市に住んでいた方で、令和6年中に次のいずれかに該当する方

- 1 営業等、農業、不動産、雑、一時所得等の所得があった方
- 2 給与所得があった方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①勤務先から宇都宮市へ「給与支払報告書」が提出されない方
 - ②給与所得以外に所得(営業、農業、不動産所得等)があった方
 - ③令和6年中に会社を退職された方
- 3 公的年金所得があった方のうち、次の①または②に該当する方
 - ①公的年金所得以外に所得(営業、農業、不動産所得等)があった方
 - ②医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の各種控除を受けようとする方

※公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要とされていますが、上記②の控除を受けようとする方は、市民税・県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です。)
- 4 令和6年中に所得がなかった方《非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付)のみの方も含む》

※市民税・県民税の申告は国民健康保険税をはじめ各種手当等の算定・軽減・判定のための基礎資料となりますので、所得がない方も市民税・県民税の申告をしてください。

所得や市民税・県民税の税額などで判定される主な事例
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料の軽減措置、児童手当、児童扶養手当、保育費扶養者負担金(保育料)の算定、市営(県営)住宅の家賃算定、各種福祉関係の支給や判定など

(注) 令和6年度(令和5年分)以降の上場株式等の配当等や譲渡所得については、税制改正により、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなりました。所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

申告しなくてもよい方

- 1 所得税の確定申告をされた方
- 2 給与所得のみで、年末調整した給与支払報告書が宇都宮市に提出され、その他に所得や控除がない方
- 3 公的年金収入のみで所得控除等の追加申告の必要のない方

申告に必要な書類 (領収書・証明書等は、必ず原本を添付または提示してください。)

- 1 市民税・県民税申告書
- 2 給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票、公的年金以外の個人年金等は生命保険会社等が発行する証明書
- 3 事業所得(営業、農業)や不動産所得がある方は収支内訳書(収入及び必要経費を計算した書類)
- 4 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払金額のわかる書類
- 5 生命保険料(一般生命、個人年金、介護医療)、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- 6 雑損控除、寄附金控除等の控除を受ける方は支払金額のわかる領収書、医療費控除を受ける方は明細書
※医療費控除を受けられる方は、【医療費控除の明細書】を記入して、必ず添付してください。
- 7 本人確認書類(郵送の場合は、必ずコピーを添付してください。マイナンバーカードは、カードの表面と裏面をコピーしてください。)
 - (1) 【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方】⇒マイナンバーカードを持参してください。
 - (2) 【マイナンバーカードをお持ちでない方】⇒以下の①・②それぞれの書類を持参してください。
 - ① 「通知カード」、 「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか
 - ② 「運転免許証」、 「障害者手帳」、 「公的医療保険の被保険者証」、 「年金手帳」、 「介護保険被保険者証」、 写真つきの「学生証」・「社員証」などのいずれか1つ
 - (3) 【代理人が申告する場合】⇒以下の3点を持参してください。
 - ① 法定代理人の場合「戸籍謄(抄)本」等、その他代理人の場合「委任状」
 - ② 代理人の身元確認書類((2)の②と同様です。)
 - ③ 申告者の「マイナンバーカード」、 「通知カード」、 「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか

※「通知カード」は、カードに記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限り、番号確認書類として使用できます。

〒320-8540

申告のお問い合わせ・提出先

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 理財部 市民税課

ホームページ <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>

暮らし 総合メニュー ⇨ 税金

電話 (028) 632-2233・2221・2214・2217

3・4 所得から差し引かれる金額の要件 (13～27)

令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族に、次に該当する支払い等があれば控除を受けられます。

⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料及び後期高齢者医療制度の保険料(配偶者・その他の親族の年金からの特別徴収分を除く)などで、あなたが支払った額の全額。 (注) 領収書又は控除証明書が必要です。	
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定された個人年金型の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の全額。 (注) 領収書又は控除証明書が必要です。	
⑮生命保険料控除	一般の生命保険料	受取人があなたか、配偶者、その他の親族となっている生命保険契約等に基づいて、昨年中にあなたが支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を記入してください。 (注) 控除証明書が必要です。
	個人年金の保険料	
	介護医療保険料	
合計控除限度額	7万円 ※ 詳しくは、所得控除の計算7ページを参照してください。	
⑯地震保険料控除	地震保険料	地震保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。 (注) 控除証明書が必要です。
	旧長期損害保険料	経過措置適用長期損害保険料(保険期間が10年以上でかつ満期返戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。地震保険料控除額と旧長期損害保険料の控除額両方ある場合は控除上限は2万5千円です。 (注) 控除証明書が必要です。
控除上限	2万5千円 ※ 7ページを参照してください。	
控除上限	1万円 ※ 7ページを参照してください。	
⑰寡婦控除	配偶者と離婚または死別(生死不明も含む)し再婚していない場合や未婚のひとり親の場合、下記の条件によって控除を受けられます ※子とは他の人の扶養になっていない、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子 ※住民票の続柄に「夫(未届)」, 「妻(未届)」と記載がある方は対象外です。	
控除額	26万円	
⑱ひとり親控除	寡婦控除	離別＝子以外の扶養親族がいて、合計所得金額が500万円以下 死別＝子も含め扶養親族がいない女性で、合計所得金額が500万円以下
ひとり親控除	離別＝子がいて、合計所得金額が500万円以下 死別＝子がいて、合計所得金額が500万円以下 未婚のひとり親＝子がいて、合計所得金額が500万円以下	
控除額	30万円	
⑲勤労学生控除	あなたが、昨年12月31日現在、税法に規定された勤労学生であり、合計所得金額が75万円以下(うち自己の勤労によらない所得は10万円以下)であれば受けられます。	
控除額	26万円	
⑳障害者控除	あなたや同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、扶養親族が該当する場合。 (注) 各種手帳(郵送の場合はコピー)又は「障がい者控除対象者認定書」が必要です。	
	障害者………下記以外の等級の手帳所持者など 特別障害者………身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健手帳1級所持者など 同居特別障害者…特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている方	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円
㉑配偶者控除	(㉑㉒共通)給与・公的年金収入がある配偶者は、合計所得金額を記入してください。(4ページ参照) その他の収入がある配偶者は、(収入金額－必要経費)の額を合計所得金額欄に記入してください。	
	昨年12月31日現在(昨年中の死亡者を含む)、あなたと生計を一にする配偶者で、昨年中の合計所得金額が48万円(給与収入のみの場合で103万円)以下の場合に受けられます。配偶者が70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の場合は老人配偶者になります。ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。	あなたの所得に応じて 配偶者 33万円～11万円 老人配偶者 38万円～13万円 ※ 7ページを参照してください。
㉒配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が480,001円～1,330,000円の場合に受けることができます。(配偶者控除と同時に受けることはできません。)ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。	
控除額	33万円～1万円 ※ 7ページを参照してください。	
㉓扶養控除	昨年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族で、昨年中の合計所得金額が48万円(給与収入のみの場合で103万円)以下の場合に受けられます。	
	特定扶養	年齢が19歳から22歳までの扶養親族(平成14年1月2日から平成18年1月1日生まれ)
	老人扶養	年齢が70歳以上の扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)
	同居老親等	上記老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合
控除額	45万円	
45万円	45万円	
33万円	上記以外の控除対象扶養親族(16歳未満(平成21年1月2日以降生まれ)は除く)	
控除額	33万円	
㉔基礎控除	あなたの合計所得金額が以下の場合に受けられます。	
	・合計所得金額が2,400万円以下	43万円
	・合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	29万円
	・合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	15万円
・合計所得金額が2,500万円超	適用なし	
㉕雑損控除	あなたや昨年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族で、生計を一にする方が受けた災害や盗難などで損害(補てん金を差し引く)があれば受けられます。	
㉖医療費控除	医療費の負担額(支払い額－補てん金)より10万円(総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を引き、その残った金額から限度額200万円までが控除額となります。 なお領収書は整理して、必ず支払った合計金額も計算しておいてください。 (注) 医療費の明細書が必要です。	
特例	セルフメディケーション税制による医療費控除(健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている必要があります。)は、特定一般用医薬品等購入費の合計額(支払い額－補てん金)から1万2千円を差し引いた金額から限度額8万8千円までが控除額となります。また、医療費控除の特例の適用を受ける場合は、「医療費控除」欄の区分の□に「1」と記入してください。 (注) 通常の医療費控除と併せて控除を受けることはできません。	

令和7年度分 市民税・県民税 申告書

(あて先) 宇都宮市長	現在の住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号	業種又は職業	会社員
	令和7年1月1日の住所	宇都宮市 同上	電話番号	028-6XXX-XXXX
	フリガナ	ウツミヤ 太郎	個人番号	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:2
	氏名	宇都宮 太郎	生年月日	大.平 33・4・11
			世帯主の氏名	宇都宮 太郎
			世帯主との続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

令和6年中の状況については申告書の手引を参考にしてください。

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険税	125,300円
	国民年金保険料	175,990円
合計		301,290円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	213 円	114 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	214 円	115 円
介護医療保険料の計		215 円
		24,000円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	118 円	117 円
17 寡婦控除		18 ひとり親控除
19 ひとり親控除		20 障害者控除
21 配偶者特別控除		22 配偶者特別控除
23 扶養控除		24 扶養控除
25 雑損控除		26 雑損控除
27 医療費控除		28 医療費控除

1 収入金額等	事業等	ア	
	農業	イ	
	不動産	ウ	91,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	500,000
	雑業	キ	3,120,560
	その他	ク	
	総合譲渡	コ	
	長期	カ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業等	①	030
	農業	②	031
	不動産	③	033
	利子	④	034
	配当	⑤	035
	給与	⑥	0
	雑業	⑦	2,020,560
	その他	⑧	042
	合計	⑨	043
	総合譲渡・一時	⑩	051
	合計	⑪	2,076,060
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	301,290
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	112
	生命保険料控除	⑮	53,000
	地震保険料控除	⑯	8,000
	寡婦・ひとり親控除	⑰	
	勤労学生・障害者控除	⑱	260,000
	配偶者(特別)控除	⑲	330,000
	扶養控除	⑳	780,000
	基礎控除	㉑	430,000
	⑬から㉑までの計	㉒	2,162,290
	雑損控除	㉓	109
医療費控除	㉔	15,000	
合計	㉕	2,177,290	

所得のなかった方は、裏面の16に記入のうえ、提出してください。

マイナンバー(個人番号)の記入をお忘れなく!

(住所・氏名作成所)

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日においての納税未済の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

⑳所得のなかった方は、裏面の「16 令和6年中に所得のなかった方の記入欄」の欄に必ず記入してください。

16 令和6年中に所得のなかった方の記入欄

※ 該当する番号を○で囲んで記入してください。

① 次の人の扶養又は援助を受けていた。(「市外(または国外)居住者の配偶者・扶養者」は「17」へ)

住所 宇都宮市〇〇町1234

氏名 市税 一郎 生年月日 大.平 28・12・5 あなたの続柄 父

2 障害年金を受けていた。年間受給金額 円

3 遺族年金を受けていた。年間受給金額 円

4 雇用保険・労災保険等を受けていた。受給期間 年 月から 年 月

5 () 手当等を受けていた。

6 貯蓄により生計を立てていた。

7 学生であった。 学校名 学年

17 家屋敷課税

(該当する場合は、Vチェック)

* 所得のなかった場合の申告書の書き方

- ①表面の上段の住所、氏名欄に、住所、氏名、生年月日、世帯主、職業、電話番号等を記入してください。
- ②「2 所得金額」の欄の「合計⑪」の欄に0を記入したあと、裏面の「16 令和6年中に所得のなかった方の記入欄」中、該当する所に記入してください。
- ③寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除等を申告する時は、手引きの2ページを参考に記入してください。

1 収入金額等 (ア～シ)

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入金額)

事業	ア 営業等	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、建設業 生命保険外交員、ホステスなどの事業から生ずる収入	ア～ウの所得金額①～③の算出は収支内訳書を使用し、申告の際に添付してください。
	イ 農業	米、野菜、花、果樹などの生産や栽培などから生ずる収入	
ウ 不動産	家賃、地代、権利金などの不動産から生ずる収入		
エ 利子	海外の金融機関等に預けた預金利子など		
オ 配当	株式や出資金に対する利益の配当などの収入 上場株式等の配当で源泉徴収口座を選択した場合は申告は不要ですが、非上場株式等の配当は申告の対象です。		
カ 給与	給料、賃金、賞与の収入 (源泉徴収票の「支払金額」の欄が収入です) 日給、時間給等の方で源泉徴収票をお持ちでない場合は事業主からの給与支払額の証明書を添付、または申告書裏面の「6 給与所得の内訳について」の欄に支給額・会社名を記入してください。		
雑	キ 公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの収入 ただし、遺族年金、障害年金は非課税のため、申告書裏面の「16 令和6年中に所得のなかった方の記入欄」に年間の受給額を記入してください。	
	ク 業務	講演料、原稿料などの副業による収入 ※ア・イなどの事業収入や、キ・ケなどに該当しない収入	
	ケ その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金の収入や、暗号資産(仮想通貨など)取引による収入	
コサ 総合譲渡(短期・長期)	土地建物等以外の資産(ゴルフ会員権、金地金、車輛、機械器具など)の譲渡による収入		
シ 一時	生命保険や損害保険などの満期返戻金、懸賞金などの一時的な収入 (注)各収入項目の合計欄ではありません。		

2 所得金額 (①～⑫)

(収入金額 - 必要経費 = 所得金額)

⑥ 給与所得の計算

「1 収入金額等」の給与収入の合計額を、下表にあてはめて計算してください。

給与等の収入金額の合計額	A	円
--------------	---	---

⑤ 配当所得の計算

収入金額	必要経費	所得金額(収入-必要経費)
オ	円	円 ⑤

A 収入金額		B 給与所得金額		A 収入金額		B 給与所得金額	
～ 550,999円		0円		1,628,000円 ～ 1,799,999円		A ÷ 4 = C 千円未満 端数切捨て ↓ .000円 = C	C × 2.4 + 10万円
551,000円 ～ 1,618,999円		A - 550,000円		1,800,000円 ～ 3,599,999円			C × 2.8 - 8万円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		1,069,000円		3,600,000円 ～ 6,599,999円			C × 3.2 - 44万円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		1,070,000円		6,600,000円 ～ 8,499,999円			A × 0.9 - 1,100,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		1,072,000円		8,500,000円 ～			A - 1,950,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		1,074,000円					

※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「B」の金額を下表にあてはめて計算してください。(所得金額調整控除については、詳しくは8ページ上段をご覧ください。)

D	A(最高1,000万円) - 850万円 × 0.1	(最高15万円)	円 E	B - D	円
---	-------------------------------	----------	-----	-------	---

申告書の「2 所得金額」の⑥に「B」または「E」の金額を転記してください。(★)

⑩ 雑所得の計算

⑦ 公的年金等の計算

公的年金等の収入金額の合計額 A 円
「1 収入金額等」の公的年金等の収入の合計額を右の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等の所得金額を「2 所得金額」の⑦に記入してください。

※ 公的年金等以外に⑧や⑨の雑収入がある場合はそれぞれの所得を計算し、合算した金額を「2 所得金額」⑧、⑨に記入してください。

⑧ 業務の計算 (講演料、原稿料等)

業務の収入金額	ク	円
収入金額	必要経費	所得金額(収入-必要経費)
ク	円	円 ⑧

⑨ その他雑の計算 (個人年金、暗号資産等)

その他雑の収入金額	ケ	円
収入金額	必要経費	所得金額(収入-必要経費)
ケ	円	円 ⑨

上記で算出した所得金額⑦+⑧+⑨ = 合計 ⑩ 円

年齢	公的年金等の収入金額A	B 公的年金等雑所得の金額 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額) 1,000万円以下※
65歳未満 (昭和35年1月2日以降に生まれた方)	130万円未満	A - 60万円
	130万円以上410万円未満	A × 75% - 27万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85% - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	A - 195万5千円
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満	A - 110万円
	330万円以上410万円未満	A × 75% - 27万5千円
	410万円以上770万円未満	A × 85% - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	A - 195万5千円

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

7 ページへつづく

※この用紙は、ご本人の「控え」用です。
 (控えに個人番号の記載は必要ありません。)

令和7年度分 市民税・県民税 申告書

(控)	現在の住所	宇都宮市	業種又は職業	
	令和7年1月1日の住所	宇都宮市	電話番号	-
	フリガナ		個人番号	
	氏名		生年月日	世帯主の氏名
		大昭・平		世帯主との続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

令和6年中の状況についてご記入ください。

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	合計	111	
	15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	213	円 114	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
214	円 115	円	
	介護医療保険料の計		円
215			
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
118	円 117		
17 寡婦控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除
18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	(<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明)	<input type="checkbox"/> 控除	(学校名)
19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		
20 障害者控除	氏名	障害の程度	級度
	氏名	障害の程度	級度
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	配偶者の合計所得金額	円
	生年月日	大昭・平	130
	個人番号		
		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
23 扶養控除	氏名	生年月日	大昭・平
	個人番号		控除額 万円
	氏名	生年月日	大昭・平
	個人番号		控除額 万円
16 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		同居別居 続柄
	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		同居別居 続柄
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び個人番号、住所を記入してください。	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		同居別居 続柄
	氏名	生年月日	平・令
	個人番号		同居別居 続柄

(住所・氏名作成税理士)

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
27 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
	円	円	

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	007
		公的年金等	キ	010
		雑業務	ク	
		その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ 045
			長期	サ 047
		一時	シ	049
2 所得金額	事業	営業等	①	030
		農業	②	031
		不動産	③	033
		利子	④	034
		配当	⑤	035
		給与	⑥	
		公的年金等	⑦	
		雑業務	⑧	234
		その他	⑨	042
		(合計)	⑩	043
		(⑦+⑧+⑨)		
		総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	051	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13		
	小規模企業共済等掛金控除	14	112	
	生命保険料控除	15		
	地震保険料控除	16		
	寡婦・ひとり親控除	17		
	勤労学生、障害者控除	18		
	配偶者(特別)控除	19		
	配偶者(特別)控除	20		
	配偶者(特別)控除	21		
	配偶者(特別)控除	22		
	扶養控除	23		
	基礎控除	24	0,000	
13から24までの計	25			
雑損控除	26	109		
医療費控除	27	110		
合計	28	226		
	(25+26+27)			

所得のなかった方は、裏面の16に記入のうえ、提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

1 給与から差引き(特別徴収)

2 自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳 (令和6年1月～令和6年12月までの支払分)

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

月	日	給 動 務 目 数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
勤 務 先	所 在 地 名 称		
先	電 話 番 号		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	所得金額(収入-必要経費)
		・	円	円	円
		・			
				国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	a 収入金額	b 必要経費	c 所得金額(収入-必要経費)
		円	円	円

上の表 a 列の雑所得の種類に分けた合計金額を申告書表面の「1 収入金額等」のク・ケに、c 列の合計金額を「2 所得金額」の⑧・⑨にそれぞれ記入してください。また、公的年金等収入がある場合は公的年金等の所得金額を合計して⑩に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	a 045 円
	長期					b 047 円
一 時						c 049 円
d 合計 a + [(b + c) × 1/2]						

右上の a の金額を表面のロに、b の金額を表面のサに、c の金額を表面のシに記入してください。右の d の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生 年 月 日	個 人 番 号	従事月数	専従者給与(控除)額
	大昭・平	・			円
	大昭・平	・			
	大昭・平	・			
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり	承認なし	合計額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	個 人 番 号	住 所

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年	大・昭	特別障害者に	級	別居の
氏 名		月 日	平・令	該当する場合	度	場合の住所
個人番号						

15 寄附金に関する事項 (*領収書を添付してください)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	467	円
住所地の共同基金、日赤支部分(特例控除対象以外)	120	
条例指定分	栃木県	466
	宇都宮市	465

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書」を提出してください。

17 家屋敷課税 (該当する場合は、Vチェック)

配偶者・扶養者に市民税・県民税の均等割が課税になります。
〔条件〕宇都宮市内に自分または家族が住むための住居(借家も含みます)があり、宇都宮市以外の市区町村で住民税が課税(または国外に居住)されている。

16 令和6年中に所得のなかった方の記入欄

* 該当する番号を○で囲んで記入してください。

- 次の人の扶養又は援助を受けていた。〔市外(または国外)居住者の配偶者・扶養者〕は「17へ」住所
氏名 _____ 生年月日 大昭・平 _____ あなたとの続柄 _____
- 障害年金を受けていた。年間受給金額 _____ 円
- 遺族年金を受けていた。年間受給金額 _____ 円
- 雇用保険・労災保険等を受けていた。受給期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月
- () 手当等を受けていた。
- 貯蓄により生計を立てていた。
- 学生であった。学校名 _____ 学年 _____

(参考記事欄)

本人	代理	同時申告	年度
マ・免・手・保	控交付		課
()	要証明		へ提出
個人番号	確申指導(納・還)	受付者()	

4 ページのつづき

(★)⑥で計算した給与所得と⑦で計算した公的年金等の雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、下表にあてはめて計算してください。

F	⑥で計算した給与所得	(最高10万円)	円	I	H-10万円	円
G	⑦で計算した年金所得	(最高10万円)	円	J	(⑥で計算したB)-I, または (⑥で計算したE)-I	円
H	F+G		円	※申告書の「2所得金額」の⑥に「J」の金額を転記してください。		

⑪ 総合譲渡・一時所得の計算

区分	収入金額	必要経費	差引金額(収入-必要経費)	特別控除	所得金額(差引金額-特別控除)
総合譲渡	短期	円	円	円	a 円
	長期				b
一時				50万円(限度)	c
合計 a+[(b+c)×1/2]					d

- ・短期譲渡 所有期間が5年以内の資産の譲渡
- ・長期譲渡 所有期間が5年を超える資産の譲渡
- ・譲渡所得の特別控除は短期と長期あわせて50万円が限度額です。

aの金額を「1収入金額」の□に、bの金額は△に、cの金額はシにそれぞれ記入してください。dの金額は「2所得金額」の⑩に記入してください。

所得控除の計算

⑮ 生命保険料控除の計算

新契約 平成24年1月1日以後に締結した保険契約		
A	一般生命保険料支払額	円
B	個人年金保険料支払額	円
C	介護医療保険料支払額	円
A, B又はCの支払った金額 控除額の計算		
～ 12,000円		A, B又はCの金額 円
A 一般生命保険	12,001円 ～ 32,000円	A, B又はCの金額×0.5 + 6,000円
B 個人年金保険	32,001円 ～ 56,000円	A, B又はCの金額×0.25 + 14,000円
C 介護医療保険	56,001円 ～	28,000円

旧契約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約		
D	一般生命保険料支払額	円
E	個人年金保険料支払額	円
D又はEの支払った金額 控除額の計算		
～ 15,000円		D又はEの金額 円
D 一般生命保険	15,001円 ～ 40,000円	D又はEの金額×0.5 + 7,500円
E 個人年金保険	40,001円 ～ 70,000円	D又はEの金額×0.25 + 17,500円
70,001円 ～		35,000円

区分	一般生命保険料控除額	個人年金料控除額	介護医療保険料控除額
新契約のみ	限度額28,000円	限度額28,000円	限度額28,000円
旧契約のみ	限度額35,000円	限度額35,000円	
新旧契約の双方	限度額28,000円	限度額28,000円	

一番高い控除額を下表に転記

F	円	G	円	H	円
生命保険料控除額(F+G+H) ⑮					円

- ・新契約に係る一般生命保険料控除、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除の限度額は、それぞれ2万8千円です。
- ・旧契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の限度額はそれぞれ3万5千円です。

※新契約と旧契約の双方に加入している場合の計算

- ・新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、それぞれの計算式より計算した控除額の合計(限度額2万8千円)となります。

(注) 一般生命保険料控除額・個人年金保険料控除額・介護医療保険料控除額の合計した限度額は新・旧契約にかかわらず7万円が限度額となります。

⑯ 雑損控除の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	総所得金額等の合計	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-5万円	円
I	FとHのいずれか多い金額	円

⑰ 地震保険料控除の計算

区分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地震保険料	～ 50,000円	支払った金額の1/2 円
	50,001円 ～	25,000円
旧長期損害保険料 (平成18年12月31日までに締結されたもので、保険期間10年以上で満期返戻金があるもの)	～ 5,000円	支払った金額 円
	5,001円 ～ 15,000円	支払った金額の1/2+2,500円
	15,001円 ～	10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料契約の両方がある場合
地震保険料控除+旧長期損害保険料控除=控除限度額(25,000円)
※旧長期損害保険料契約の支払った保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方の保険料のみが対象となります。

⑰ 配偶者控除、⑱ 配偶者特別控除の計算

		納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	—
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	—
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	—
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	—
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	—
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	—
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	—
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	—
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	—
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	—
	133万円超	—	—	—	—

- ・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- ・あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者」の欄にチェックを入れてください。

⑲ 医療費控除の計算

A	令和6年中に支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	総所得金額等の合計	円
E	D×0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	円

限度額(200万円) ⑲

⑲ 医療費控除(特例)の計算(セルフメディケーション税制)

A	令和6年中に支払った医薬品等購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円	円

限度額(88,000円) ⑲

所得金額調整控除

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
- ・あなたが特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- 控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
- ② 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
- 控除額 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

税額控除の計算

15 寄附金税額控除の計算

寄附金税額控除に該当するもの	控除計算
(1) 都道府県、市区町村又は特別区に対して支出した寄附金(ふるさと納税)・義援金の額 (2) あなたの住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金の額 (3) 栃木県又は宇都宮市の条例により指定された団体に対する寄附金の額 ※災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したもののほか、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「15 寄附金に関する事項」の「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。(所得税の控除を受ける場合には確定申告が必要になります。) ※この控除を受ける場合は必ず領収書等を添付してください。	A 基本控除 = (寄附金と総所得金額等の30%のいずれか少ない金額 - 2,000円) × 10% B 特例控除(市民税・県民税の所得割額の2割を限度) = (寄附金 - 2,000円) × (90% - 0~45% (寄附者に適用される所得税の限界税率) × 1.021) (1)の控除額 = A + B 総務大臣より指定を受けていない都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)に係る控除額はAのみ (2)の控除額 = Aのみ (3)の控除額 = Aのみ ただし、栃木県条例にのみ指定された団体に対する寄附の場合、控除額は、(寄附金と総所得金額等の30%のいずれか少ない金額 - 2,000円) × 4%

令和7年度から適用される個人住民税(市民税・県民税)の主な改正点について

■控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者に係る定額減税(令和7年度のみ適用)

納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,805万円以下で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者を有する方(国外居住者を除く)に対して、市民税・県民税所得割から1万円が減税されます。

※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは、前年の合計所得金額が1,000万円超の納税義務者と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の者

■子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充

子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または、若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が認定住宅等を新築し、令和6年中に入居した場合は、借入限度額が下記のとおり上乘せされます。

認定住宅等の新築等をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額

住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

市民税・県民税の申告書は、市ホームページからオンラインで提出することができます!

申告会場は例年大変混雑するため、長時間お待ちいただくことがあります。市民税・県民税の申告書はオンラインでの提出にご協力ください。

【提出方法】

- ①市ホームページのページID検索で、「1025932」と入力し、「個人市民税・県民税の作成と税額の試算ができます」にアクセスする。「申告書作成システム」で申告書を作成し、PDF形式で保存する。
 - ②「宇都宮市電子申請共通システム」へのリンクをクリックし、右上「新規登録」から、個人として利用者登録する。
 - ③申請できる手続き一覧、個人向け手続きから、個人市民税県民税の申告を選択。
 - ④保存した申告書のPDFデータと、申告者のマイナンバーカードや運転免許証等、身元を確認できるものを画像データで添付し、オンライン提出する。
- ※作成した申告書を印刷して郵送での提出も可能です。

